様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2024年　10月　11日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） とーとーかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 　ＴＯＴＯ株式会社  （ふりがな）きよた　のりあき  （法人の場合）代表者の氏名 清田　徳明  住所　〒**802-8601**福岡県北九州市小倉北区中島2-1-1  法人番号　　1290801002603  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書2024 | | 公表日 | 2024年　8月　9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ＜公表方法・公表場所＞  https://jp.toto.com/assets/files/report2024.pdf  ＜記載箇所・ページ＞  ①～③を、以下、公表媒体にて掲載  ①「統合報告書2024」社長メッセージ（P15）  ②「統合報告書2024」価値創造モデル（P17,18）  ③「統合報告書2024」機会とリスクの認識（P24） | | 記載内容抜粋 | ①お客様がまだ気づいていない価値をいち早く届けるために、デジタルテクノロジー（D）を活用した変革（X）を推進していく。  ②ＴＯＴＯの価値創造モデルにある「研究・開発、調達～生産、物流～販売」までのバリューチェーンのベースにデジタルイノベーションが一貫して不可欠であることを図において示した。  ③デジタル技術が及ぼす影響を「DXによる社会変革」、「住設機器へのAI、IoT導入」の「機会」として認識し、開示している。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は取締役会で承認された方針(WILL2030・2024年度ＴＯＴＯグループ方針)に基づき作成され、公開文書に記載されている事項となる。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ａ）統合報告書2024  ｂ）TOTO株式会社ホームページ「組織体制」 | | 公表日 | ａ）2024年　8月　9日  ｂ）2024年　4月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ＜公表方法・公表場所＞  ａ）https://jp.toto.com/assets/files/report2024.pdf  ｂ）https://jp.toto.com/company/profile/information/organization/  ＜記載箇所・ページ＞  ①～②を、以下、公表媒体にて掲載  ①「統合報告書2024」社長メッセージ（P15）  ②「統合報告書2024」デマンドチェーン革新活動（もの創り革新）（P68） | | 記載内容抜粋 | ①「提供する価値のバリエーションを広げる「商品のX」、スマートファクトリー化による「製造のX」、人と人の対話や接点を深める「人のX」。3つのXによって価値創造のスピードと効率性をさらに高めていく。」と明記し、「商品」「製造」「人」３軸での変革（X）を推進することをデジタル技術・データ活用の戦略（DX戦略）として公表している。  また、「トイレやお風呂では、使用しながらさまざまなヘルスデータを収集できる。よりきれいで快適、健やかな毎日をお届けするために、日々快適に使いながら体調の小さな変化にも気づけるような商品の研究開発を一層充実させていく。」と明記し、「商品のX」に言及している。  ②「「生産製造革新」においては、生産の自動化に加え、デジタル連携を強化する。セラミック事業で培ったビッグデータの解析とデータ連携のしくみを他商品へも展開し、現場の可視化分析、シミュレーションでの活用など、もの創りにおけるスマートファクトリー化を加速する。」と明記しており、「製造のX」に言及している。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は取締役会で承認された方針(WILL2030・2024年度ＴＯＴＯグループ方針)に基づき作成され、公開文書に記載されている事項となる。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①～④を、以下、公表媒体にて掲載  ①「統合報告書2024」WILL2030 STAGE2サステナビリティ経営体制（P48）  ②「TOTO株式会社ホームページ」組織体制  ③「統合報告書2024」マネジメントリソース革新｜DXの実践（P64）  ④「統合報告書2024」デジタルイノベーション（P69,70） | | 記載内容抜粋 | ①経営体制図において、「デジタルイノベーション」を各事業・各革新タスクの「ベース」として位置付けており、デジタルイノベーションによる新たな価値の創出が、マテリアリティ実現に向けた重要な要素の一つであることを対外的に明示している。  ② ①で示した「サステナビリティ経営体制」の具現的な組織として、特定の事業組織に属していない「デジタルイノベーション推進本部」の存在を図示している。  ③「STAGE1（21-23中計）ではIT知識やスキルを基礎から応用まで学習できる研修機会を充実させ、デジタル技術を正しく活用できるDX人財の育成を推進してきた。STAGE2（24-26中計）でもこれらの取り組みは引き続き進めつつ、さらに進化させていく。個人での学びの機会をきっかけに始まった取り組みを全社へと広げ、より大きな課題にチャレンジできる風土を構築していく。」と明記し、DX人財の育成・確保（人のX）を全社課題とし、全社横断の革新タスクである「マネジメントリソース革新」重点活動の一つとして継続活動している。  ④「2020年より、各部門から全社のデータ革新活動を推進する部門に一定期間留学させることで、AIを駆使し、ビッグデータを解析できるデータサイエンティストを育成する取り組みを継続している。」と明記しており、DX戦略推進のため、体制を構築し、データサイエンティストの育成・確保の継続に努めている。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①～④を、以下、公表媒体にて掲載  ①「統合報告書2024」財務戦略（P74）  ②「統合報告書2024」デマンドチェーン革新活動（もの創り革新）（P68）  ③「統合報告書2024」デジタルイノベーション（P69,70）  ④「統合報告書2024」人財戦略（P72） | | 記載内容抜粋 | ①「キャピタルアロケーション」において、IT関連投資含む基盤強化投資として、2024年度～2026年度で420億円の投資計画を公表している。  ②「開発生産性、付加価値生産性向上の観点で、デジタル活用の進化による開発プロセスの効率化、もの創りにおけるスマートファクトリー化を加速させる。」とあり、通常の生産・開発関連投資と合わせ、それに連動したIT関連投資を実行することを示唆している。  ③既存技術にデジタル技術を融合させた商品・サービス「パブリックレストルーム設備管理サポートシステム」において、「不具合に対するリアルタイムのアラート・器具の一括設定変更などを可能とすることで、快適なトイレの使用と、効率的な維持管理のサポートを実現しています。」とあり、付加価値の高い商品・サービス実現のためのシステム環境整備に言及している。  ④「さらなる成長に向けたオンライン学習(Udemy)や、RPA・生成AI・ノーコードのワークフロー開発ツール等の業務効率化ツールを組み合わせたより包括的な教育による部門DXの実践を進めていく。」とあり、DX人財創出のためのIT環境整備に言及している。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書2024 | | 公表日 | 2024年　8月　9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ＜公表方法・公表場所＞  https://jp.toto.com/assets/files/report2024.pdf  ＜記載箇所・ページ＞  ①～②を、以下、公表媒体にて掲載  ①「統合報告書2024」WILL2030 社会的価値・環境価値指標（P31～32）  ②「統合報告書2024」人財戦略（P72） | | 記載内容抜粋 | ①サステナビリティ経営指標において”サステナブルプロダクツ商品構成比”の向上を掲げている。当該指標の向上にあたっては、商品そのもののデジタル化、IoT化、開発プロセスへのデジタル技術の活用は不可欠であり、DX戦略の推進状況と密接に関係している。  ②WILL2030 STAGE2（24～26中計）より、新規指標として「部門DX実践テーマ数」の実績値、目標値を設定している。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　8月　9日 | | 発信方法 | 統合報告書「社長メッセージ」  「統合報告書2024」社長メッセージ（P15）  https://jp.toto.com/assets/files/report2024.pdf | | 発信内容 | デジタルイノベーション推進の担当執行役員である社長が、毎年発行している統合報告書の「社長メッセージ」において、デジタル化、データ活用等の推進状況や方針に関し、毎年欠かさず発信している。  （事例：2024年発信内容）  「トイレやお風呂は、使用しながらさまざまなヘルスデータを収集できる機器です。お客様によりきれいで快適、健やかな毎日をお届けするために、日々快適に使いながら体調の小さな変化にも気づけるような商品の研究開発を一層充実させていきます。」「お客様がまだ気づいていない価値をいち早く届けるために、デジタルテクノロジー（D）を活用した変革（X）を推進していきます。お客様に提供する価値のバリエーションを広げる「商品のX」、スマートファクトリー化による「製造のX」、人と人の対話や接点を深める「人のX」。3つのXによって価値創造のスピードと効率性をさらに高めていきます。」 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　6月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 今回の更新申請にあたり、「DX推進指標自己診断フォーマット」による課題把握を改めて実施。自己診断結果入力サイトから2024年9月2日に提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018年　4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ①情報セキュリティーに関する方針をホームページ上に公開。https://jp.toto.com/company/profile/philosophy/policy/index.htm#security  ②社外公開しているWebサービスやIoTサービス関係の、外部の専門家による脆弱性診断の実施。  ③外部のサイバーリスク専門家によるウィルス対策やEDR等のサーバーリスクについての外部評価を実施。  ④すべての社員を対象とした、セキュリティに関する教育・訓練を継続的な実施。キュリティ研修(E-ラーニング)受講の義務化。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。